

関する各種支援のご案内

★ □ は市独自の事業

世帯や個人の皆さん

給付	すべての方に	特別定額給付金	一律 1人当たり10万円 申請は郵送またはマイナポータルで	新型コロナウイルス対策支援室
	子育て世帯の方に	子育て世帯臨時特別給付金	子ども 1人当たり1万円 改めての申請不要(公務員の方は申請要)	こども支援課子育て支援担当
		★ 鶴ヶ島市子育て支援臨時給付金(※1)	「ひとり親家庭等医療費助成金」の受給者など 一世帯当たり 5万円 改めての申請不要(対象者には通知済)	こども支援課子育て支援担当
		★ 鶴ヶ島市子育て支援臨時給付金(対象拡充分)	※1の対象拡充分(所得制限あり) 一世帯当たり 3万円 改めての申請不要(対象者には通知済)	こども支援課子育て支援担当
収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 3か月 、最長 9か月 家賃の支援(基準上限額あり)	生活サポートセンター ☎277・4116	
アルバイト収入減で学業継続が難しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生など 1人当たり20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各学校の学生課などの窓口	
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付	緊急小口資金 10万円 以内 (特例の場合 20万円 以内) 総合支援資金 2人以上世帯 月20万円 以内 単身世帯 月15万円 以内	社会福祉協議会 ☎271・6011
減免・猶予など	収入減で保険税(料)が払えない	国民健康保険税などの減免・猶予	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料を減免・猶予	保険年金課国民健康保険担当(国保税減免)・高齢者医療担当・国民年金担当、介護保険課介護保険担当、収納課収納担当(国保税猶予)
	収入減で税・公共料金などが払えない	税、公共料金などの支払い相談	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料などの各種公共料金の支払い猶予など	国税/国税局猶予相談センター ☎0120・948・249 地方税(県税)/川越県税事務所 ☎242・1801 地方税(市税)/収納課収納担当 各種公共料金/各事業者まで
		水道料金、下水道使用料の支払い相談	水道料金、下水道使用料の支払いが困難な場合の相談窓口	料金徴収業務委託先 第一環境(株)☎283・1951~3
手当金	仕事を休んだ期間の保障	傷病手当金	療養のために仕事を休んだ期間に対しての 手当金の支給	国民健康保険・後期高齢者医療/保険年金課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 その他の健康保険/各健康保険組合
マスク	妊娠中の方	マスクの配布	国による布製マスク 1人 月2枚 ※出産予定日までの月数分配布(里帰り中の方を含む)	保健センター ☎271・2745
	妊娠中の方や障害のある方へ	★ マスクの配布	不織布マスク 1人 10枚 (1回限り) 妊娠中の方(里帰り中の方を含む)、障害のある方(じん臓機能障害1級・呼吸器機能障害で障害者手帳をお持ちの方)	保健センター ☎271・2745 障害者福祉課障害者福祉担当
配布・販売	大学生・高校生以下の方に	★ 鶴ヶ島プレミアムクーポン券(8月~) ※ 詳細は後日お知らせします	①高校生以下:参加店で使える3000円分のクーポン券を無料で配布 ②大学生:参加店で使える5000円分のクーポン券を500円で販売	新型コロナウイルス対策支援室

掲載している情報は6月11日現在の情報です。この他にも支援制度がありますので、関係機関のホームページなどでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に

事業者の皆さん

給付	売上が半分以下で事業の継続が難しい	持続化給付金	中小法人など 最大 200万円 個人事業主など 最大 100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570
	売上減で事業の継続が難しい	埼玉県中小企業・個人事業主支援金	中小企業および個人事業主 10万円	中小企業等支援相談窓口 ☎0570・000・678
		★ 鶴ヶ島市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金	中小企業および個人事業主 5万円	産業振興課商工労政担当
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は県の休業要請を受けた場合 最大10割 助成	ハローワーク川越 ☎242・0197
貸付・融資	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫などに加え、地銀や信金などでも利用可能に	日本公庫☎0120・154・505 商工中金☎0120・542・711 民間金融☎0570・783・183
		★ 鶴ヶ島市新型コロナウイルス感染症対策緊急特別融資事業	信用保証不要、無担保 最大 100万円 (3年間無利子)	産業振興課商工労政担当
		セーフティネット保証 (4号【突発的災害】、5号【業況悪化】、危機関連)	4号 100% 保証、5号 80% 保証、危機関連 100% 保証	産業振興課商工労政担当
減免・猶予	売上減で税、社会保険料が難しい	国税、地方税、社会保険料の納付	売上が一定程度減少の場合、1年間、 無担保かつ延滞税なし で猶予	国税/国税局猶予相談センター ☎0120・948・249 地方税(県税)/川越県税事務所 ☎242・1801 地方税(市税)/収納課収納担当 社会保険料/川越年金事務所 ☎242・2657
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	中小事業者などが所有する償却資産および事業用家屋について、売上が一定程度減少の場合、来年度は 2分の1 または ゼロ に減免	地方税(市税)/税務課資産税担当 相談ダイヤル ☎0570・077・322
経済活性化	売上減で経営が難しい	★ [参加者募集] 地域事業者クーポン応援事業	市が対象者に配布(一部販売)する クーポン券(4000万円分) の使用可能店舗の募集	産業振興課商工労政担当 ※ 参加希望事業者は市商工会まで ☎287・1255